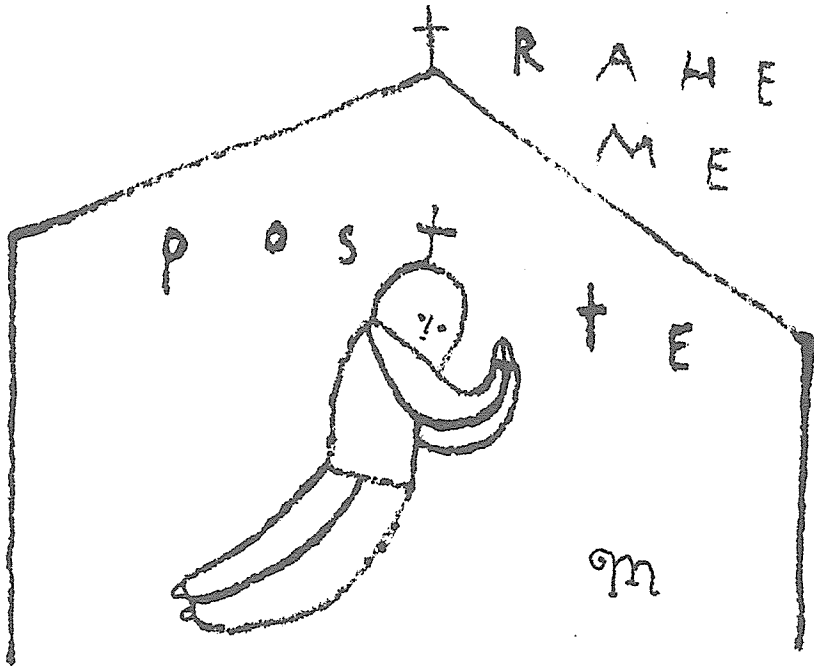


文書管理通信

No.23

1995年
11-12月



望月通陽

目次

<特集>

阪神・淡路大震災における文書被害Ⅱ -神戸市- 2

<雑誌・新聞情報>

雑誌 14

新聞 22

<編集後記> 23

特 集

阪神・淡路大震災における文書被害 II — 神戸市 —



6階部分が中間壊破壊を起こした神戸市役所2号館 左奥に見えるのが平成元年完成の1号館

本誌7-8月号において、兵庫県庁、尼崎市立地域研究史料館、西宮市行政資料室で伺ったお話をもとに「阪神・淡路大震災における文書被害」を特集した。

この8月、再び兵庫県に入り、神戸市をお訪ねした。お話を伺ったのは神戸市水道局、下水道局、総務局である。

神戸市役所庁舎の被害

神戸市役所本庁は、神戸市中央区に位置しJR三ノ宮駅から徒歩で約5分、30階建の1号館、8階建の2号館、9階建の3号館から成っている。

1号館は平成元年の完成であり、今回の地震においても、上階で壁に多少ひびが入った程度で窓ガラスもほとんど割れることはなかった。

2号館は昭和32年に完成した、今から約40年前

の8階建の建物であった。3号館は、昭和41年に完成した。

問題は2号館に発生した。新聞、テレビ等でも大きく取り上げられた中間階破壊が発生したのである。中間階破壊とは、中高層建築のある中間階だけが押しつぶされてしまう破壊である。神戸市三ノ宮地区を中心にこの中間階破壊が多く見られた。

神戸市役所ではこの中間階破壊が2号館6階に起こった。6階が押しつぶされた結果、5階の上に7・8階が乗り、あたかも7階建の建物ようになってしまったのである。なお、この6階には水道局が入っていた。

1号館と2号館は2階、5階、8階の渡り廊下でつながれていた。8階をつなぐ渡り廊下は落下し、5階をつなぐ渡り廊下に衝突した。5

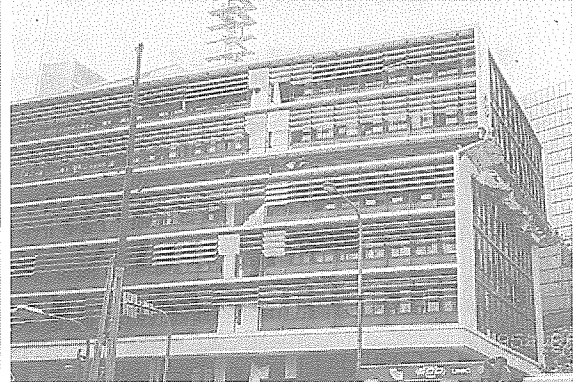
1号館(左)と2号館：▶
中間階破壊の影響は
5階にも及んだ



1号館と2号館をむすぶ
5階渡り廊下

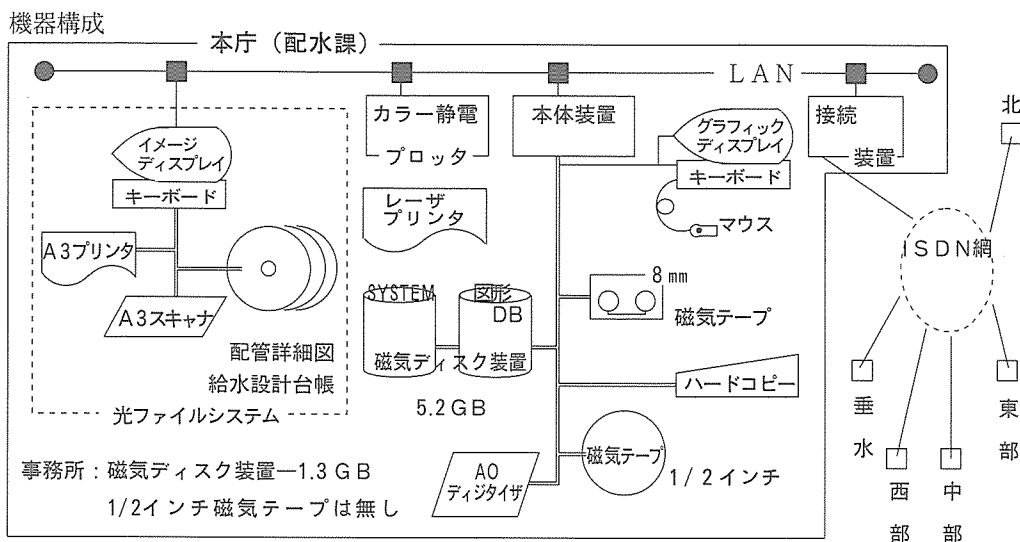


▼2号館：5階以上の取り壊し作業がすすめられている



▲2号館：北側正面

資料 1 神戸市水道局管路情報管理システム



階をつなぐ渡り廊下は衝撃に耐え、落下は免れたがその衝撃の激しさは、傷跡となって残っている。

当初は、地震の衝撃で落下した窓から外に放り出されたキャビネット、書類等が2号館の周辺に散乱していた。

2号館には水道、下水道、土木、都市計画等の建設部局が入っていた。二次災害の危険が予想されたため当初2号館には立ち入ることができなかった。約1週間後くらいから6階以外の階にあった文書の運び出しが行なわれ、取材を行なった8月11日の時点ではその作業も終了していた。作業が終了したといっても二次災害を意識しながらの作業であり、散乱した文書を1枚残らず運び出すということは不可能であつたらうと考えられる。取材を行なった8月11日現在、2号館に入っていた部署は、すべて移転して業務にあたっている。

2号館は、6階がつぶれた衝撃によって5階にも被害が出たため、5階以上を取り壊し、4階の上にもう一階増築し、5階建として再び利用することが決定している。現在、取り壊し作業が始まっており、2号館の周りを囲うフェンスの中でクレーンのゴンドラに乗った作業員が庁舎5階に出入りしていた。

神戸市水道局

水道局は2号館6階にあり、クラッシュによって一切の文書を選び出すことができなかった。しかし、データという面からいえば最悪の事態は免れた。以下は神戸市水道局配水課岸本氏に伺ったお話を中心にまとめたものである。

震災後水道局で緊急に必要なのはまず、図面であった。神戸市では、従来から、配管図のマイラー原図を出先事務所で管理し、本庁はそのコピーを持っていた。そのため本庁では、当初しばらくの間は、配管図等の図面が無くて困ったが、各事務所のマイラー原図から、コピーが出来上がってきて、配管図も整い、精力的に復旧に取り組んだ。

浄水池の竣工図を記録した光ディスクのバックアップデータ、管理用図面等の原図は各出先事務所が、水位管理システムは奥平野浄水場が保管していたため被害はなかった。

神戸市水道局のマッピングシステムは試行段階であったため、震災復旧には積極的に利用されなかった。

平成5年5月に行なわれた第44回全国水道研究発表会の資料「神戸市の管路情報管理システムの開発状況」(宇都宮洋司、岸本均、三浦久人

：神戸市水道局)には神戸市のシステム(資料1)が以下のように紹介されている。

システムの概要及び特徴

(1) データの集中分散併用方式

市域を5つの事務所でカバーしており、それらの事務所で各々の管轄データを管理すると共に、同じデータを本庁で保持しておく。

(2) コンピュータにEWS、通信回線にISDN網(NTT-INSネット64)を利用したシステム
各事務所と本庁にEWS及び入出力装置を置き、事務所毎に独立したシステムにすると共に、本庁及び隣接事務所とは通信回線を使ってデータ送受信する。

(3) シミュレーション機能を目指したシステム
図面管理機能はもとより、管網解析機能を開発した上に、断水対策、赤水対策、その他各種シミュレーションを構築することを目指している。

システムの利用はあまり成されていなかったが、データの集中分散併用方式を採用していたことにより、文書(情報)の危機管理という意味からはきわめて有効な手だてのひとつであることがわかる。

今回の震災で、水道局は本庁にある文書を全く取り出すことができなかった。しかし、マッピングシステムでは各出先事務所と本庁が同じデータをもっていたこと、図面も各出先事務所が管理していたことによってデータが失われるということはなく、混乱もほとんどなかった。あえていうとするならば、何処の出先事務所がその図面をもっているのか分からないということが一部あったということである。

バックアップデータはシステムダウンに備えたものという意識が強く、システムの側に置かれているケースが多い。神戸市水道局は、本庁と出先事務所という比較的離れた場所で同じデータを保管していたためデータを喪失することがなかったのである。

神戸市下水道局

下水道局は2号館5階にあった。6階のクラッシュによって5階もダメージを受けたため、5階までが取り壊されることになっている。

神戸市下水道局工務課山口氏に貴重なお話を伺うことができた。

神戸市下水道局ではオリジナルの台帳1部、縮刷版の台帳2部を作成し、オリジナル及び縮刷版の台帳1部を本庁が、縮刷版の台帳1部を各々の出先事務所が保管していた。また、台帳のマイクロフィルムは本庁5階において保管していた。

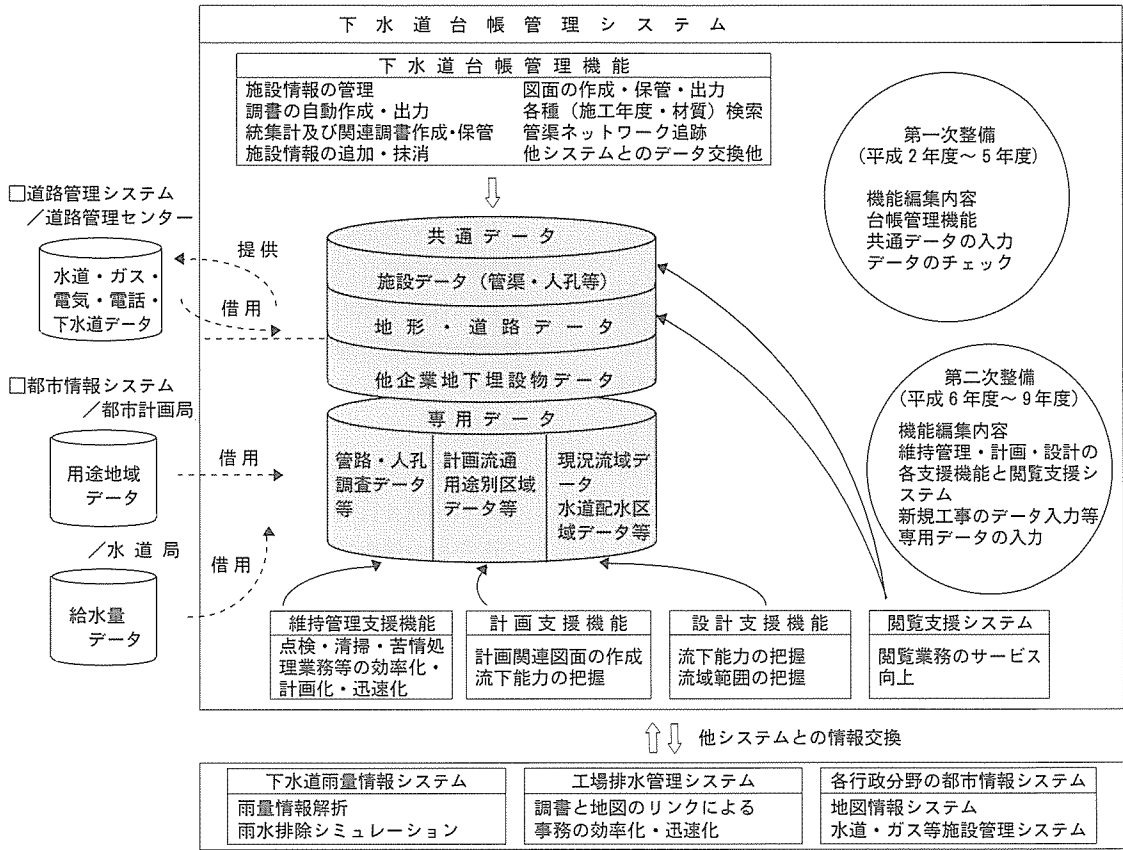
下水道局では平成元年度から下水道管理システムの構築を行っていた。一次整備が完了し二次整備の途中で今回の地震が発生した。システムの全体計画は資料2の通りである。

地震直後は二次災害が懸念されたため2号館に入ることはできなかったが、地震発生3日後に職員が入り、抱えて持ち出せるものを持ち出した。2号館5階にあったシステムは単体であったためメインのシステムは運び出すことができた。しかし、ケーブルや一部の部品で取り出せないものがあったため、すぐには起動させることはできなかった。また、プロッターも取り出せなかったため、代用のプリンターを用意し、1週間後には画面上で確認することと、A3サイズまでのプリントアウトが可能になった。A0サイズのプリントアウトまでを含めた機能の完全復旧は2月半ばまでかかった。この時点で下水道局は神戸市教育会館に移転が完了した。

神戸市下水道局は、平成6年度10月から、下水道管理システムのソフト及び、データについての保守管理を、本システムを開発した外部機関と結んでいる。その入力データのバックアップについては以下のように定められている。

1. 災害、故障など万一の事態に備えて、本市のシステムと同じ動作環境(同一システム、同一データ)を別途場所に於いて整えておき、いつでも動かせる状態にしておく。

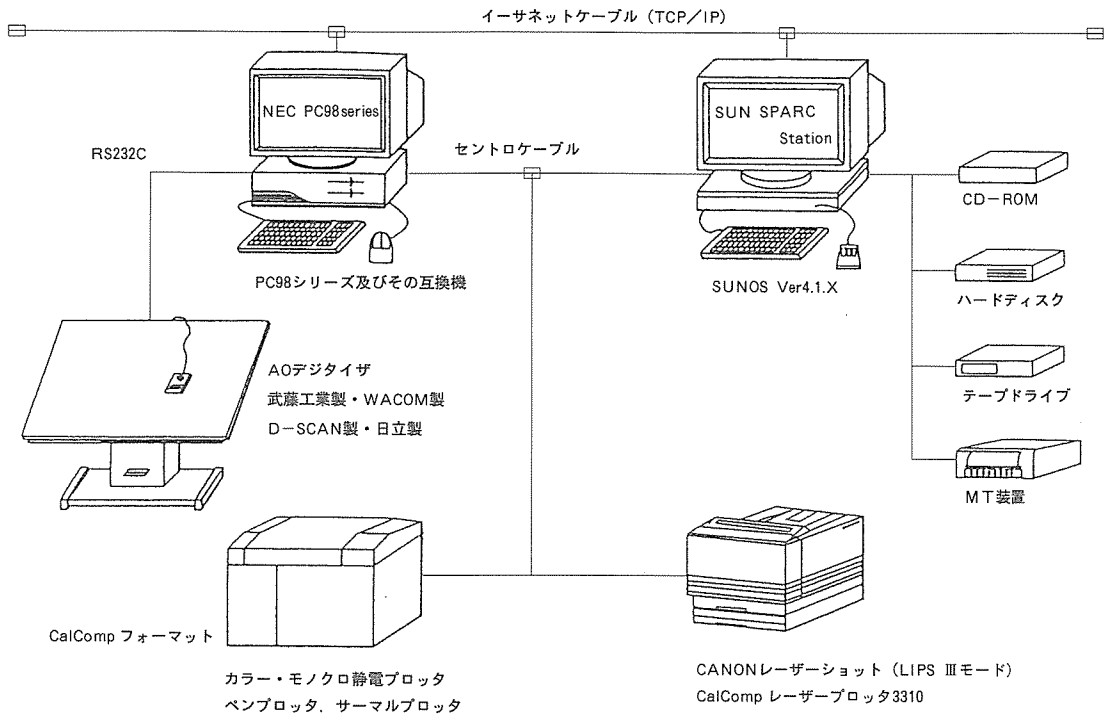
資料 2-1 下水道台帳管理システムの全体計画



項	目	整備実施年度・整備計画年度	項	目	整備実施年度・整備計画年度
機	システム事前調査委託	○一次整備/平成1年度	機	閲覧機能	☆二次整備/平成7年度以降
	一次整備システム設計	○一次整備/平成2年度		雨水幹線能力チェック機能	☆二次整備/平成7年度以降
能	二次整備システム設計	◎二次整備/平成6年度	能	各種許認可図書管理機能	☆二次整備/平成7年度以降
	図形表示機能	○一次整備/平成4年度		下水道用地管理機能	☆二次整備/平成7年度以降
	属性表示機能	○一次整備/平成4年度		特殊構造図・詳細図管理機能	☆二次整備/平成7年度以降
	スクリーンメニュー機能	○一次整備/平成4年度		施設データ(管渠・人孔・樹取付管等)	○一次整備/平成2~5年度 ※4年度より更新作業実施中
	オンラインマニュアル機能	○一次整備/平成4年度		データ修正・不明データ調査入力	☆二次整備/平成7年度以降
	データの登録・修正機能	○一次整備/平成4年度		地形・道路データ	○一次整備/平成2~5年度 ☆二次整備/平成7年度以降
	中間ファイル処理機能	○一次整備/平成4年度		一般図用データ	◎二次整備/平成6年度
	調査出力機能	○一次整備/平成4年度		一般図用文字データ	◎二次整備/平成6年度
	図面出力機能	○一次整備/平成4年度		索引図用文字データ	☆二次整備/平成7年度以降
	表示項目設定機能	○一次整備/平成4年度		町丁目データ	◎二次整備/平成6年度
能	検索・集計・編集機能	○一次整備/平成4年度	能	用途別区域データ	◎二次整備/平成6年度
	上下流追跡機能	○一次整備/平成4年度		水道配水区域データ	◎二次整備/平成6年度
	データチェック機能	○一次整備/平成4年度		他企業地下埋設物データ	◎二次整備/平成6年度
	千分の一図出力機能	◎二次整備/平成6年度		施工年度	◎二次整備/平成6年度
	ポリゴン内集計機能	◎二次整備/平成6年度		下水道用地データ	☆二次整備/平成8年度以降
	旧台帳図面検索機能	◎二次整備/平成6年度		排水区・流域データ	☆二次整備/平成8年度以降
	道管データ受入機能	◎二次整備/平成6年度		家屋データ	☆二次整備/平成9年度以降
	汚水幹線能力チェック機能	◎二次整備/平成6年度		特殊構造物・詳細図データ	☆二次整備/平成9年度以降
	管路維持管理支援機能	◎二次整備/平成6年度			
	検索結果着色機能	◎二次整備/平成6年度			
一般図出力機能	◎二次整備/平成6年度				

○：既整備 ◎：本年度整備 ☆：次年度以降整備

資料 2 - 2 CMAPTのハードウェア構成



2. 1の場所とは別の安全な場所(なるべく遠く離れた支店など)で、データを1/4カートリッジテープにバックアップし、保管する。

1の「別途場所」は大阪であり、2の「安全な場所」とは横浜である。

当初は、地震発生3日後に本庁5階から運び出した縮刷版の台帳及びマイクロフィルム、そして各出先事務所が所有する図面に対応した。

神戸市総務局

総務局は平成元年に完成した1号館にあったため被害はなかった。しかし、それでもキャビネット等の散乱は免れ得なかった。

以下は総務局庶務課庶務係高野喜好係長に伺ったお話である。

当初、情報が全く入らず、震災の被害状況がつかめなかった。消防ヘリコプターからの情報はあったがそれ以上の事をつかむことはできな

かった。ヘリコプターの高性能のカメラからの映像を地上に送る設備があれば……。

被害状況を把握するシステムが必要である。これは、電話が通じず、交通も遮断された状況でも機能するものでなければならない。例えば、あらかじめ職員一人一人に自分の住む町内程度の分担を割当て、その地区の被害状況を把握してから登庁し報告するといったようなシステムである。ただ、交通網が遮断された状況における登庁の方法も考えておかなければならない。あるいは、庁内に自転車、バイク等の別動隊を設置することも考えられる。

神戸市の場合、神戸市内に住居のある職員は全体の72%程度である。職員の地震当日の登庁は、午後6時に確認した数字によると7300人(神戸市の全職員は17000人)約40%であった。しかし、現場に出ていた職員までを正確につかむことができなかったため実際の数字は、もう少し多く、現場での業務を遂行していたのでは

ないかと考えられる。

地震直後は、安否確認の電話が殺到し、その対応に多くの人手がとられた。電話対応のグループも安否確認と情報収集の2つの分担に分けることができなかった。

今回、最も問題であったのは、2号館6階の崩壊で、2号館に入っているのが土木、都市計画、水道など建設部局であったことである。2号館にあった部局はすべて移動せざるを得ず、そのための書類の運び出しも困難であった。幸い、2号館の地下にあった永久文書等を保管している書庫は無事であった。

耐震基準

1924年、関東大震災の翌年、建築基準法の前身である市街地建築物法に水平震度によって地震力を決める方法が採用された。

1950年、建築基準法が制定され、その後十勝沖地震の教訓を活かし1971年建築基準法施行令が改正された。更に1980年建築基準法施行令の耐震規定が全面的に改められ、翌年施行された。

1980年に改正された建築基準法施行令には、高さ60m以下の建築物の地震力について次のように記されている。60mをこえる建築物に関しては規定はなく（建築基準法施行令81条2）、（財）日本建築センターの評定を経て建設大臣の認定を受けることになっている。

（地震力）

第88条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によつて計算するものとする。

$$C_i = Z R_t A_i C_o$$

この式において、 C_i 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び C_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- C_i 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数
- Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて1.0から0.7までの範囲内において建設大臣が定める数値
- R_t 建築物の震動特性を表すものとして、建築物の固有周期及び地盤の種類に応じて建設大臣が定める方法により算出した数値
- A_i 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして建設大臣が定める方法により算出した数値
- C_o 標準せん断力係数

- 2 標準せん断力係数は、0.2以上としなければならない。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が建設大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物（第46条第2項第1号イからホまでに掲げる基準に適合するものを除く。）にあつては、0.3以上としなければならない。
- 3 第82条の4第2号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
- 4 （略）

- ・本文縦書き。
- ・一部漢数字を算用数字に変更した。
- ・省略した4には地下部分の地震力算出方法が記されている。
(以上編集室注)

1980年に改正、翌年施行された建築基準法施行令では、耐震性を決定する地震層せん断力係数を定める要素として上記の4つの項目を設定している。誤解を恐れずにいえば、建築物の耐震基準を決定する要素は以下の4項目ということになる。

①地域

資料 3

世代による建物の耐震設計の考え方の違い

年	法令改正・地震名	主な内容	世代
1919年（大正8年）	市街地建築物法制定		I
1923年（大正12年）	関東大震災	耐震設計法規制定を促す	
1924年（大正13年）	市街地建築物法改正	設計震度法採用	
1950年（昭和25年）	建築基準法制定	設計震度0.2	
1964年（昭和39年）	新潟地震	液状化の危険性を露呈	
1968年（昭和43年）	十勝沖地震	RC構造物の耐震性に警鐘	II
1971年（昭和46年）	改正建築基準法施行令施行	RC造の粘りの確保 柱の帯筋強化規程	
1978年（昭和53年）	宮城県沖地震	都市型災害 （ライフライン・造成地の被害） 非構造材（柱、梁以外の腰壁、垂壁、 袖壁等の部分）への注意喚起	III
1981年（昭和56年）	大改正建築基準法施行令施行 新耐震設計法施行	中小地震・大地震クラスの2段階に 設定された目標 建物のバランス（剛性・偏芯） 層剪断力の見直し	

中島一彦氏（静岡市都市整備部市街地整備課）作成による

②建物の特性（RC造、SRC造、S造、木造等）

及び地盤

③建物の高さ

④標準せん断力係数

更に官庁建物の場合、重要度を考慮して、より安全性を高く定めている自治体もある。

この基準が法的に定められ、施行されたのは1981年以降のことである。従って、建築物はその建てられた時期によって1971年以前、1971年～1981年、1981年以降の3つの世代に分類することができる（資料3）。そして、この世代による差は今回の地震による被害状況にあらわれている。

この間、様々な組織、機関、企業によって建築物の被害状況が調査されてきた。それぞれの調査主体の立場、調査対象の抽出方法によって結果は多少異なる。しかし、共通していえることは世代の新しいものほど被害が少ないということである。

ただし、地震に対する建物の強度を決定する要件は、建築材料の経年劣化、建物のかたち等にもおおきく関係している。

建物全体としてのバランスが悪く、ある一点に力が集中するような建築物はそこから倒壊していく。また、1971年以前の建物であっても当

時の法律以上の耐震性をもたせているものもあり、一概に建築された時期だけをみてその建物の耐震性を云々することはできない。しかし、ひとつの目安とすることはできるであろう。

いま何をなすべきか

1923年の関東大震災以来、72年が経過した。この間、日本近辺で起きたM6を超える地震は約40を数える（資料4）。このうち100人を超える死者を出した地震が12回、1000人を超える地震は8回である。地震発生時代（建物の耐震状況等）、時刻、場所（人口密度等）等を全く無視して単純に計算すれば、前者は6年に一度、後者は9年に一度の割合で発生していることになる。そして、今後もいつか何処かで地震が起きるといふ状況は何等変わっていない。

地震等の災害が起きてからどう動くかということはもちろん重要ではあるが、それ以上に重要なのは、事前に何をしていたかということである。

今回の地震で起きた公文書関連の被害をまとめると以下の通りである。

1. 文書の落下
2. 書架の転倒
3. 移動式書架がレールを外れ移動不可能

資料4 関東大震災以降の主な地震

地震名	発生年月日	規模(M)	死者(人)
関東大震災	1923年9月1日	7.9	142807
北但馬地震	1925年5月23日	6.8	428
北丹後地震	1927年3月7日	7.3	2925
北伊豆地震	1930年11月26日	7.3	272
西埼玉地震	1931年9月21日	6.9	16
三陸沖地震	1933年3月3日	8.1	3064
河内大和地震	1936年2月21日	6.4	9
福島県東方沖地震	1938年11月5日	7.5	
男鹿地震	1939年5月1日	6.8	27
田島地震	1943年8月12日	6.2	
鳥取地震	1943年9月10日	7.3(7.2)	1083
東南海地震	1944年12月7日	8.0(7.9)	1223
三河地震	1945年1月13日	7.1(6.8)	2306
南海地震	1946年12月21日	8.0	1330
福井地震	1948年6月28日	7.1	3769
今市地震	1949年12月26日	6.4	10
十勝沖地震	1952年3月4日	8.2	33
大聖寺沖地震	1952年3月7日	6.5	7
吉野地震	1952年7月18日	6.8	9
房総沖地震	1953年11月26日	7.4	
北美濃地震	1961年8月19日	7.0	8
宮城県北部地震	1962年4月30日	6.5	3
越前岬沖地震	1963年3月27日	6.9	
新潟地震	1964年6月16日	7.5	26
えびの地震	1968年2月21日	6.1	3
日向灘地震	1968年4月1日	7.5	
十勝沖地震	1968年5月16日	7.9	52
八丈島東方沖地震	1972年12月4日	7.2	
根室半島沖地震	1973年6月17日	7.4	
伊豆半島沖地震	1974年5月9日	6.9	30
伊豆大島近海地震	1978年1月14日	7.0	25
宮城県沖地震	1978年6月12日	7.4	28
浦河沖地震	1982年3月21日	7.1	
日本海中部地震	1983年5月26日	7.7	104
長野県西部地震	1984年9月14日	6.8	29
釧路沖地震	1993年1月15日	7.8	1
北海道南西沖地震	1993年7月12日	7.8	230
北海道東方沖地震	1994年10月4日	8.1(7.9)	
三陸はるか沖地震	1994年12月28日	7.5	3
阪神・淡路大震災	1995年1月17日	7.2	5423

※ 地震名については、より多くの資料が採用しているものを使用し、死者数は最多のものを採用した。(編集室注)

参考『阪神大震災の教訓「都市と建物」を守るために何をなすべきか』
日経アーキテクチュア編(日経BP社 1995.3.30)
「緊急増刊アサヒグラフ」(朝日新聞社 1995.2.1)
「サンデー毎日臨時増刊」(毎日新聞社 1995.2.4)
「週刊読売臨時増刊 神戸崩壊」(読売新聞社 1995.2.7)

4. コンピュータの一時停止
5. 水洩れによる文書の水損
6. 庁舎の一部倒壊による文書の埋没
7. 散乱した文書を原秩序にもどせずに廃棄

この中で文書が完全に消滅してしまうのは7のみである。6はそれを取り出さず(出せず)に廃棄するという決定がなされた時点で7のケースになると考えられる。

「書架は本の落下によって倒壊が防止され、

書架の転倒等によって館の倒壊が防止される」(《「MK図書館研究所研究セミナー」開催》「事務局通信 史料保存生活No.20」記録史料の保存を考える会 1995.8.1)ということばがある。これは、図書館について述べられていることではあるが、大量の文書を保管、保存している市町村役場においても無視はできない。文書を落下させないこと、書架を転倒させないことが必ずしも最善とは限らないのである。しかし、市町村役場においては、中で働く職員、来庁している市民の安全を考えればやはり什器の転倒は防がなければならない。それならば、むしろ文書を落とすべきであろう。今回の地震でも落下そのものによって重大な被害を被った文書の存在は確認できなかった。もちろんこの前提として、貴重な文書にはそれなりの保管、保存方法がとられていたであろうことは考慮しておかなければならない。極限状況において、落下したうえに散乱している文書が廃棄されてしまうことは容易に想像できる。重要なことは落下した文書を廃棄させないための手だて、つまり落下した文書をゴミに見せないための手だてである。これは、ファイル用具の問題になる。例えば、今回落下に対する弱さが明らかになったフラットファイルには最大でも背表紙の幅以上に文書をはさまない、古くなって留金のゆるくなっているフラットファイルは使用しない等の対応が考えられる。ボックスファイルに関しては、落下しても蓋が開いてしまわないようなものを選択する等である。

地方自治体が今回のような震災にあった場合、文書の必要性として三つの段階を考えておかなければならない。ここでいう段階とは、文書そのものの価値ではなく、必要とされる緊急度、言い替えれば必要とされる時間的な順序である。

第一段階は、災害発生後、緊急に必要な文書である。人命あるいは市民生活の保護、維持に関わる対応に必要な文書、例えるならばライフラインの復旧に関するような文書(図面)がここに含まれる。ここで、留意すべきは、光ディスクや磁気ディスクは、データを読み取る機器

が故障せずかつ電源も確保できる状況でなければ役に立たないということである。まず、緊急の場合は、可視（ヒューマンリーディング）データで電源を必要としないものつまり紙である。

第二段階としてあげられるのは、通常の市民生活に関する文書である。市民生活は震災直後から徐々に正常化していく。それにともなって通常の市民生活に関する文書も必要になってくる。今回の例でも明らかのように、大災害に見舞われた場合、市民生活保護のために多くの職員が長期に渡って本来の業務を離れざるを得ない。地方自治体は災害発生後そうとうの期間にわたって平常時よりも少ない職員数で平常時以上の業務をこなさなければならない。この際に、必要な文書が散逸してしまっているのは業務の遂行が更に困難になるのは明らかである。

第三段階として考えるべきは、歴史資料である。これは、必ずしも第一、第二段階で必要とされる文書とは限らない。だからこそ、極限状況の中で廃棄されてしまう可能性が最も高く、廃棄されないための手だてが必要である。

この三つの段階の文書をそれぞれにフォローする対策が求められる。具体的には、第一、第二段階に該当する文書を明確にし、更に第一段階に該当する文書は災害発生後すぐに引き出せる環境を整えておくことである。第三段階の文書に関しては、明確にすること自体困難であるため、文書そのものを廃棄させないということが第三段階の文書をまもることにつながるであろう。

たとえ最善の手だてを講じても万全では有り得ない。そこで注目されるのがコンピュータデータを含めた文書の二重保管である。今回の地震で庁舎が焼け落ちたというケースはなかった。しかし、可能性としては十分に起こり得る事態である。コンピュータデータのバックアップ及び二重保管は比較的整備されているが文書（紙）の二重保管についてはまだまだ認識が低い。紙文書、特に図面に関してはせっかくバックアップがとられながら、オリジナルとバックアップが同じ場所（フロア）に置かれているというケー

スが多い。

例えばマイクロフィルムの場合、しばしば同じ情報が3つの媒体に記録される。オリジナルの紙文書、マスターフィルム、デュープフィルムである。この3種を同じ課（同じフロア）で保管、保存しているケースが意外に多い。このフロアで中間階破壊が起きた場合、全ての情報が失われる可能性がある。もちろん庁舎自体が崩れ落ちる、あるいは焼け落ちるということを想定すればオリジナルの紙文書、マスターフィルム、デュープフィルムをそれぞれ別のフロアに保管していたとしても助からない可能性が高い。理想は、それぞれを80km以上離れた場所で保管することである。しかし、現実的には難しい。100%か0かということではなく、今できることから徐々に対策を講じていくことが重要であろう。これは、どこまでの被害を想定するかということと、そのためのコスト、手間をどこまで掛けられるかという問題である。

デザスタープランニング（防災計画）に関する文献にはしばしば、「最も重要なことは、想像力である」と書かれている。つまり、最悪の事態をどこまでイメージすることができるのかということである。デザスタープランニングはそこから始まる。

最後に資料5として今年の5月、西宮市、尼崎市を除く兵庫県内19市の文書主管課を対象に実施し、8市から回答を得たアンケートの結果を掲載する。このアンケートの一部は既に本誌7-8月号に紹介したが、今回はその全てを掲載する。

参考文献

- 『阪神大震災の教訓「都市と建物」を守るためいま何をなすべきか』日経アーキテクチュア（1995.4.25 第2刷）日経BP社
『建築の事典』内田祥哉（1990.6.25）朝倉書店
『現行日本法規 26 建築・住宅』
編集 法務大臣官房司法法制調査部
『事務局通信 史料保存生活 第2巻第8号（通巻20号）』
記録史料の保存を考える会（1995.8.1）

兵庫県内市における公文書の震災被害に関するアンケート

- | |
|-----------------------------|
| ①対 象：西宮市、尼崎市を除く兵庫県内19市文書主管課 |
| ②調査期日：平成7年5月 |
| ③調査方法：郵送によるアンケート用紙送付 |
| ④回 答：8市 |

1 庁舎自体は、いつ建てられたどのようなものでその損壊状況はどの程度か

- A市：平成4年建築。外壁、内壁のクラック、天井の一部落下など損害約3億円程度。
B市：H元.12.4 開庁。外壁タイルが10枚割れた程度。
C市：昭和55年建設。地上6階、地下1階、ところどころクラックが入っている。
D市：昭和47年建設。エアークラック数箇所程度。
E市：昭和38年6月建設。鉄筋コンクリート造。3階建。損壊状況は庁舎内の窓ガラス約190枚の破損
だけであり、その他には被害がなかった。
F市：昭和37年建設。庁舎及び保管文書に被害なし。
G市：昭和2年建設。被害なし。
H市：本市において震災の影響はありませんでした。

2 什器の状況（どのような什器をどのように設置するのがよいか）

①キャビネットの種類（ガラス引戸のついたもの、引出し方式のもの）による損壊状況の差

- A市：キャビネットを2段に積み上げているもの、施錠していないラテラルファイルキャビネット等の
転倒があった。施錠してあるものでも長尺のものは転倒することがあった。
B市：被害なし。
C市：文書保存用としては、庁内では統一してファイリングキャビネットを使用しているため、キャビ
ネットの種類の違いによる差はない。
D市：被害無し。

②固定してあったものまたその固定の度合、固定してなかったものの損壊状況の差

- A市：固定した什器は使用していないため回答できない。
B市：被害なし。
C市：ファイリングキャビネットは、すべて固定していなかったため固定したものとの差はない。
D市：被害無し。

3 文書の被害状況

①パーチャルファイル

- A市：一部で散乱するなど
したが、紛失、焼失
は特になかった。
B市：被害なし。
C市：なし。
D市：被害無し。

②ボックスファイル

- A市：導入していない。
B市：被害なし。
C市：ボックスファイルは
導入していない。
D市：被害無し。

③簿冊

- A市：紛失、焼失等特にな
かった。
B市：被害なし。
C市：なし。
D市：被害無し。

4 耐火書庫、耐火金庫は機能を果たしたか

- A市：必要となる状況には至っていない。
B市：火災なし。
C市：移動式書架を導入しており、多少の歪みが出た。
D市：被害無し。

5 地震発生以前の文書の状況（どこに何があるのか）は把握できていたか

①保存文書

A市：集中書庫で一括管理している。集中書庫については特に被害はなかった。

B市：把握できていた。

C市：把握できていた。

D市：把握できる。

②保管文書

A市：各課ごとに管理している。散乱等はあったものの紛失等の被害は特に聞いていない。

B市：把握できていた。

C市：把握できていた。

D市：把握できる。

③使用中、作成中の文書

A市：各課ごとに管理している。散乱等はあったものの紛失等の被害は特に聞いていない。

B市：把握できていた。

C市：把握できていた。

D市：ほぼ把握できる。

6 どの文書が失われたか明らかにすることは可能か（YES or NO）また、その量を明らかにすることは可能か

①保存文書

A市：特に被害がないため回答できない。

B市：被害なし。

C市：可能。

D市：YES

②保管文書

A市：特に被害がないため回答できない。

B市：被害なし。

C市：可能。

D市：YES

③使用中、作成中の文書

A市：特に被害がないため回答できない。

B市：被害なし。

C市：可能。

D市：YES

7 紙以外の文書（マイクロフィルム・光ディスク・磁気ディスク）の損害状況

①マイクロフィルム

A市：特になし

B市：損害なし。

C市：損害なし。

D市：なし。

②光ディスク

A市：特になし

B市：損害なし。

C市：損害なし。

D市：該当なし。

③磁気ディスク

A市：特になし

B市：損害なし。

C市：損害なし。

D市：なし。

8 被害を受けた文書（紙以外のもの）に対してどの様に対応したか

A市：文書の散乱等があったが各課で復旧作業を行った。

B市：被害なし。

C市：損害がなかった所以对応もなし。

D市：該当なし。

9 市民課等で発行する印鑑証明、税の証明、住民票はどの様に対応したか

A市：電算により発行しているため、停電で一時発行は停止したが、午後には復旧した。文書の散乱は一部あったが、紛失等は特になかった。

B市：被害なし。

C市：オンライン化しているため、特に地震の影響はなかった。

D市：該当なし。

10 文書管理体制を具体的にどの様に立ち直らせたか（どの様な組織で何をしたのか）

A市：通常文書管理に関する作業については、時期等は多少遅れたものの順次実施している。

B市：被害なし。

C市：特に何もしていない。

D市：該当なし。

11 文書管理のうえで災害対策として重要なことは何か

A市：施錠可能なものは、施錠しておくこと。転倒等は避けられないが、文書の散乱は防ぐことができる。

B市：重要書類の管理については、耐火性を十分考慮する必要があると考えます。

C市：ファイリングロッカーの倒れるのを防止することが必要。

E市：保存文書等の状況把握の完全性と火災等の防備が重要ではないかと思われる。

雑誌・新聞情報

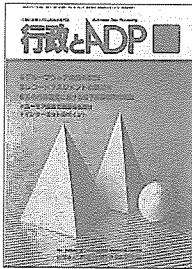
雑誌

掲載目次のうち太字で書かれたものについては20・21ページに記事紹介を掲載してあります。

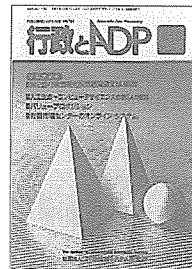
目次紹介

「行政とADP」

社団法人 行政情報システム研究所
TEL (03)3438-1678



VOL. 31
NO. 9
1995年9月号
(通巻367号)



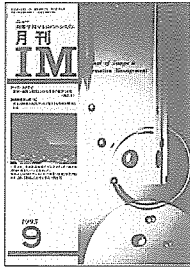
VOL. 31
NO. 10
1995年10月号
(通巻368号)

<随想>

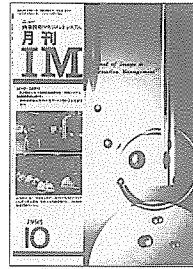
- 動きだした“行政の情報化”
- <グループウェアの最新動向>
- <国の情報機関における電子計算機の利用状況>
- <地方行革推進に伴うレコードマネジメントの進め方(1)>
- <ユーモア感覚で創造性を磨け(1)>
- <阪神大震災と情報システム(6)>
- <政治経済を見つめて(170)>
- 低投票率と民主主義の危機
- <平成6年度利用研/調査研究報告(2)>
- 小型コンピュータの動向及びネットワーク関連技術等に関する調査研究
- <段取りの科学(4)>
- 日程計画応用プログラム
- <システム化のコツ(22)>
- 『ふてくされ』のエネルギー
- <System's Eye>
- 盛夏無題
- <インターネットのポイント(4)>
- インターネットの社会的役割
- <とーく&topics>
- <都市に関する断章 第42回>
- <波瀾万丈 第40話>
- <最近の動き>
- <IAISインフォメーション>

<随想>

- 歩きながら考える
- <人工生命…コンピュータサイエンスの新しい展開>
- <地方行革推進に伴うレコードマネジメントの進め方(2)>
- <バリュウプロポジション～新しい契約形態の流れ～>
- <労働市場センターのオンライン・システムについて>
- <ユーモア感覚で創造性を磨け(2)>
- <第2回行政情報化推進懸賞論文IAIS賞受賞作>
- 高度情報化社会と政府の経営革新…行政の情報化とは何か
- <阪神震災と情報システム(7)>
- <政治・経済を見つめて(171)>
- 戦後51年目に入った日本の進路
- <段取りの科学(5)>
- 日程計画応用プログラム
- <システム化のコツ(23)>
- 『ポジティブ表現』のすすめ
- <System's Eye>
- ハワイの休日
- <インターネットのポイント(5)>
- 電子メールの出し方・受け方
- <都市に関する断章 第43回>
- <とーく&topics>
- <波瀾万丈 第41話>
- <最近の動き>
- <IAISインフォメーション>



1995-9月号
第34巻第9号
(通巻296号)



1995-10月号
第34巻第10号
(通巻297号)

<ケース・スタディ>

- 阪神・淡路大震災における書架の被害と対策

<重点連載講座>

- PL法と文書管理 第2回
2. PL法施行下でメーカーの採るべき対策

<法務委員会レポート 13>

- 貸金台帳等の磁気ディスク等による保存が認可される

<連載教養講座-9>

- 電子出版・データベース系CD-ROMの現状と動向
(第九回)CD-ROMの制作工程

<連載読物 第20回>

- マルチメディア新時代(17)

<連載教養講座>

- 電子ファイルが変る!! 第4回
-電子ファイルとは?その原点と最新動向を探る-

<随想>

- 「挙げたくなかった犯人」

<AIIM訪問記>

- AIIM SHOWの歩き方
● '95 AIIM 視察ツアー感想記

<コラム 見たり聞いたり(21)>

- 地震断片

<ニュース・アラカルト>

- 全マイ連名称変更
- 第22回ISU東京大会概要
- '95KIU夏期研修会
- 横浜マイクロシステムPL法セミナー
- 富士フィルムリスクマネジメントセミナー
- フジカラーサービス・デジタルイメージングセンター開設
- '95 FUJIFILM IMAGEMANAGING & PRESENTATION FAIR
- シャコーフェア'95
- 新製品富士フィルム調湿シート

<JIIMAニュース>

- 第34期第9回及び第10回理事会
- <出版委員から>

<ケース・スタディ>

- 秋田銀行における融資稟議書保管・検索システム

<重点連載講座>

- PL法と文書管理 第3回
3. PL法と文書管理

<法務委員会レポート 14>

- 労働省関連規制緩和さらに推進される
-健康診断個人票等の光ディスク等による保存を認可-

<連載教養講座>

- 画像ドキュメンテーションの新世界・11
画像情報のプレゼンテーション

<寄稿・上>

- 防御と代替-近代資料保存のために

<連載教養講座-10>

- 電子出版・データベース系CD-ROMの現状と動向
(第十回)電子図書館、インターネット、ハード環境の進歩

<連載読物 第21回>

- マルチメディア新時代(18)

<連載教養講座>

- 電子ファイルが変る!! 第5回・最終回
-電子ファイルとは?その原点と最新動向を探る-

<ニュース・アラカルト>

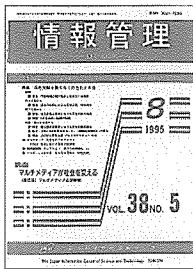
- アシストイメージランナー2発売
- 中国マイクロ協会設立1周年
- 資料保存シンポジウム開催の案内(国立国会図書館)
- 口座振替契約書代理作成システム(キャノン販売)
- DJIパイマンスリーレポート発行
- 第1回アート・ドキュメンテーション研究フォーラム報告書発行

<コラム 見たり聞いたり(22)>

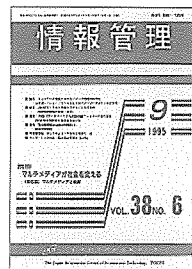
- トップよ、しっかりしとくれ!
- <出版委員から>

「情報管理」

特殊法人 日本科学技術情報センター
TEL (03)5214-8415



VOL. 38
NO. 5
Aug. 1995



VOL. 38
NO. 6
Sep. 1995

特集：灰色文献を限りなく白色化する法

- 総論
報告：行政情報公開の現状と制度化への課題
- 作る立場から
報告：原子力分野における情報公開，情報提供
- 使う立場から
報告：住友金属工業㈱における灰色文献の利用
解説：「灰色文献」論議の転機
- 収集・加工の立場から
報告：国立国会図書館における灰色文献探索法
論文：文献と日本情報資料センター：国際的情報普及への努力
報告：JICSTの灰色文献(グレイリテラチャー)収集
- 講座：マルチメディアが社会を変える
[第5回] マルチメディアと図書館
- ぶるむな—ど：社史をめぐるアレコレ
その16 社史に生かす製品や新技術
- 情報整理術：やってみよう！手作りの情報化 41
- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る 灰色文献
- Pin up
- JICST通信
- 海外文献紹介
- 編集後記

- 論文：ネットワーク環境におけるイメージ情報の共有化—コラボレーション・ツールとしてのイメージ・デルファイ法の活用—
- 論文：JICSTオンライン情報システムによる日本の科学技術情報の検索<全訳>
- 解説：JOIS-FデータベースからJOIS文献ファイルへの渡り検索
—JICST化合物辞書の効率的な使い方—
- 報告：電子図書館Ariadneの開発(3)
—検索支援機能—
- 講座：マルチメディアが社会を変える
[第6回] マルチメディアと教育
- マンガ「ことばの泉」：知る知る見知る GPS
- 情報整理術：やってみよう！手作りの情報化 42
- 集会報告
- Pin up
- 海外通信
- JICST通信
- 海外文献紹介
- 編集後記

「情報処理学会論文誌」No.8のつづき

- ビジネス向けマルチプロセッササーバにおけるウィークリオーダメモリモデルの設計と評価
- ワークステーションクラスタを用いたホモロジー解析
- 並列化支援システムによるFortran DOループの並列化方法
<コンピュータネットワーク>
- CLNPネットワークにおける広域移動体通信プロトコル
- ε-因果関係保存グループ通信(εCO)プロトコル
<グループウェア>
- 分散TCCS実現のためのグループ管理機能
- ネットワークにおける身振り動作を用いた気持ちの伝達
- 動的メディアの特徴量を用いたフォーマル・コミュニケーション状況の管理手法
<セキュリティ>
- 著作権保護のための電子文書のハードコピーへの署名の埋め込み
- プライバシ強化メールPEMにおける証明書配布局の実装と評価
<テクニカルノート>
- ルールの論理的構造に着目した結論の“尤もらしさ”の定量化
- PCM音源の並列分散処理によるGranular Synthesis音源

「情報処理学会論文誌」

社団法人 情報処理学会
TEL (03)5484-3535



VOL. 36
1995
NO. 8



VOL. 36
1995
NO. 9

<数値解析>

- 小規模ブロック化行列の多項式を用いた共役勾配法の前処理手法の改良
- 平板の応力集中部における最適形状の設計法について

<知識処理>

- 帰納学習における例外検出による決定木のコンパクト化
- 二分決定グラフによる制約充足問題の解法

<遺伝的アルゴリズム>

- フィルタリングGAによる多峰性関数の最適化
- ラマルク進化を導入したLLT-GAの構築

<自然言語処理>

- 大量文書データ中の単語間共起を利用した文書分類
- 英文科学技術抄録文における名詞の決定
- 抽出パターンの階層的照合に基づく日本語テキストからの内容抽出法
- 語義の特異性を利用した慣用表現の自動抽出

<マルチメディア処理>

- 場面に応じた音声情報空間の共同作業への応用

<画像理解>

- 当てはめ問題の最適推定と精度の理論限界

<関数型・論理型言語>

- 相補型ガーベジコレクタ
- マルチスレッドを用いた並列EusLispの設計と実現
- 作用型項書換え系に基づく関数論理型言語の設計と実装

<情報検索>

- 人名のかな表記のゆれに基づく近似文字列照合法
- 部品のあいまいな位置に関する検索

<設計支援システム>

- 設計の上流工程支援を考慮した設計・製造プロセス統合支援システム
- 機能操作制約モデルに基づく家電機器インタラクションデザイン支援システム
- ソフトウェア設計プロセス構成法の一提案

<プロセッサアーキテクチャ>

- ハイパスカラ・プロセッサ・アーキテクチャ—動作原理および性能評価—

<並列・分散処理>

<自然言語処理>

- 定型パターンを含む文の機械翻訳手法
- 表層的情報とN近傍ブロック化手法による日本語長文の骨格構造解析

<生体情報処理>

- 階層型ニューラルネットによる語彙的曖昧性の解消
- 逆導出原理と遺伝的アルゴリズムを用いた規則集合獲得手法GA-CIGOL

<メディア情報処理>

- 部品合成による漢字スケルトンフォントの作成
- Recovery of Information on the Drawing Order of Single-Stroke Cursive Handwritten Characters from Their 2D Images
- 4分木構造を用いたトリム曲面の分割手法

<ソフトウェア>

- 制約解消系を備えた関数・論理型言語の処理系とその実装
- A Scheduling Strategy for Tasks with Precedence and Conditional Execution

<データベース>

- 順次インデックスファイルに対する差分圧縮法の具体的提案

<テスト・保守・管理>

- プログラムスライシングに基づくソフトウェア独立改造方式
- 順序列テスト基準に基づく並列処理プログラムのテスト充分性評価

<通信技術>

- Anatomy of Group Communication Protocols

<教育工学>

- 分散型教育における講師操作環境の構築とその検証

<テクニカルノート>

- ユーザインタフェース変換の方法とホストアプリケーションプログラムへの適用

「情報の科学と技術」

社団法人 情報科学技術協会
TEL (03)3813-3791



VOL. 45
1995
NO. 7



VOL. 45
1995
NO. 8

特集＝私のおすすめ本

●特集「私のおすすめ本」の編集にあたって

I.

●大物理学者の小さな全集

●達成感を味わいたいあなたへ

●「活字が消えた日」を読む

●高度技術社会の裏側

●理解ビジネスの開拓のために

II.

●わしのすすめる「司書」

●図書館業務を「学ぶ」ことの意味

－参考業務と雑誌業務－

●備忘録として：スペキュラトゥールとランチュ

III.

●サルからヒトへ 立花隆の「サル学の現在」

●文化生態学入門

－生物としての人間に未来はあるか－

●菊と刀－日本文化の型－

IV.

●IT(情報技術)の導入と活用についてのおすすめ本

●わたしがすすめるこの一冊

●漢字とコンピュータ：文字と文字コードの標準化

－活字が消えても文字は残る－

●マルチメディア時代の読書

●連載：サーチャーのためのワンポイントアドバイス

⑩ CA SEARCHにおける副見出し語の利用

●INFOSTA Forum ●書評・新刊紹介

●協会だより ●編集後記

特集＝アカデミック・ソサイエティ：その情報流通活動

●特集「アカデミック・ソサイエティ：その情報流通活動」の編集にあたって

●学術情報流通の場としてみた学協会

－日本学術会議の調査から－

●日本工学会と情報活動

●日本化学会年会プログラムの検索

－五千件以上の講演の効果的検索法の検討－

●学術研究の現場におけるネットワークの利用

●インターネットによる海外の学会の情報提供活動

●特許法の改正

●連載：サーチャーのためのワンポイントアドバイス

⑪ 海外企業・記事情報

●INFOSTA Forum

●書評・新刊紹介

●協会だより

●編集後記

「地方自地コンピュータ」No.9のつづき

●阪神大震災における西宮市被災者支援システムについて

<時の動き>

●バーチャル時代の到来

<今日は！>

●柏崎市企画調整課です

●佐賀市電算課です

<健康情報>

●肥満の行動修正療法

<まとりくす>

●現代っ子の能力

<情報管理室からのお知らせ>

<地方自治情報センターからのお知らせ>

●入会の御案内

●教育研修について

●NIPPON-Netからのお知らせ

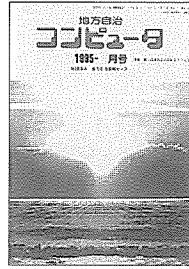
●OAライブラリ・メールサービスの御案内

<編集後記>

「地方自治コンピュータ」 財団法人 地方自治情報センター TEL (03)5214-8004



VOL. 25
1995-8月号
NO. 8



VOL. 25
1995-9月号
NO. 9

<随想>

●新しい産業の時代へ

<特集/システム再構築>

- 「埼玉県における給与システムの再構築について」
- 新潟県における財務会計システムの再開発について
- 「千葉市における土木工事積算システムの再構築について」
- 世田谷区の新人事情報システムについて
-クライアントサーバ方式での再構築-
- 浜松市における「システム再構築へのアプローチ」について
- 「システム事後評価と再構築の進め方」
- “ネオダマ”をめぐるこれからの情報システム像とシステム再構築の戦略

<トピックス>

- 個人情報保護に係る制度化の状況について
- 地方公共団体間のデータ相互保管
- 阪神大震災と情報システム(1)
阪神大震災における西宮市電算システム復旧作業回想

<時の動き>

- 公共調達総額の総合評価方式と地域社会・産業の情報化

<今日は！>

- 銚子市事務管理課です
- 鳥取市電算課です

<健康情報>

- ストレスへの対応

<まとりくす>

- 大学生と常識

<情報管理室からのお知らせ>

<地方自治情報センターからのお知らせ>

- 教育研修について
- NIPPON-Netからのお知らせ
- OAライブラリ・メールサービスの御案内

<編集後記>

<随想>

●地域情報化の目指すところ

<特集/第13回地方公共団体OAフェア>

- 「第13回地方公共団体OAフェア」の開催について
- 地方公共団体におけるOA化の現状と今後の展望及び課題
- 情報化社会における行政のOA化
-電子政府の実現に向けて-

<地方公共団体OAフェアに向けて>

- 21世紀へ向け、地図情報システムの展望
-これからの地図情報システムのありかた-
- 21世紀に向けて発達するC/Sシステムの商品群
- 行政事務の高度化を目指すクライアント/サーバシステムCAMEX-V
- 地方公共団体とともに1世紀 自治体OAのベストパートナー
- クライアント・サーバ型行政システムの提供
- 最適な情報の「蓄積」と「分配」をめざして
- 新しい情報処理と情報発信を目指して
- 住民指向の情報基盤の充実を目指して
-NEC総合行政情報システム「NEOSOCIA」のご紹介-

- オフィスの生産性向上と業務処理の融合に向けて
- ゆめ、ゆとり、ゆたかさを構築する自治体情報システム

- マルチメディア時代に対応する情報サービスシステム

- 21世紀に向けた行政と地域住民のための「Mind City 21」

- マルチメディアで応える行政サービスの向上
- 三菱自治体分散情報システム◆METROCS(メトロクス)◆

- 効果的な戸籍電算化のための除籍イメージデータ管理システムを目指して

<平成7年度「全国広域市町村圏情報管理連絡協議会全国会議」開かる>

<トピックス>

- 自治省行政情報化推進計画について
- これからの都の情報化のあり方について
-情報システムの高度利用を目指して-

<阪神大震災と情報システム(2)>

雑誌記事紹介

地方行革推進に伴う

レコードマネジメントの進め方(1)

㈸オフィス総研総合研究所チーフコンサルタント 村岡正司

平成6年10月7日、自治省から「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が通知されたという。地方公共団体における行政改革の推進の核となるという「行政情報化」の観点から今後の文書情報記録の管理(レコードマネジメント)のあり方と具体的な推進の方法について以下のように考察している。

はじめに

1. 地方行革をとりまく環境

電子政府への実現をめざしての提言/行政の情報化指針について

2. レコードマネジメント(RM)とは

仕事と情報/レコードマネジメントは米国での行革推進から生まれた/ARMAにおけるレコードマネジメント 「行政とADP」9月号

阪神大震災と情報システム(6)

プロジェクトリサーチ 小林史彦

神戸市の新庁舎の計画づくりに協力していた筆者は、震災後1カ月に神戸市役所を訪れた。現在は被害を受けた部局が正常な仕事のできるオフィスを回復するためのプロジェクトを、庁舎管理の担当メンバーと共に検討しているという。大震災と情報システムについて、被害状況や今後の備えを以下の順に述べている。

- ・震災後のオフィス内の状況
- ・コンピュータの被害
- ・企業の情報通信状況
- ・情報システムの災害バックアップ
- ・今後の災害への備え
- ・災害後に文書・情報が取り出せない問題
- ・郵便 「行政とADP」9月号

阪神・淡路大震災における

書架の被害と対策

西宮市行政資料室 豊田美香

1995年1月17日未明に直下型大地震が阪神・淡路を襲った。西宮市総務局行政資料室では、所在地・配架状況・書架の種類によって被害にどのような違いがあったか、また今後どのようにすべきかについて以下のように報告している。

はじめに

1. 各所の被害概要
2. 書架の状況
3. 文書の状況
4. 対策として

おわりに

「月刊IM」9月号

賃金台帳等の磁気ディスク等による 保存が認可される

㈸日本画像情報マネジメント協会法務委員会委員 今別府昭夫
規制緩和の一環として、労働基準法で使用者が事業場ごとに作成し7年間保存が義務づけられている賃金台帳と労働者名簿の磁気ディスク等による保存が認可されたという。そこで平成7年5月26日付けの「労政時報」に掲載された通達の全文を紹介している。

「月刊IM」9月号

PL法と文書管理 第3回

NEC技術企画部長 岡崎宏

重点連載講座の3回目。PL法対策は予防と防御に分けられるという。今回は防御対策の一つであるという文書管理について考察している。

1. はじめに

2. PL対策で文書管理が重要な訳

3. PLから見た文書管理とは

4. PLを考慮した文書管理の留意点

5. PLから見た文書管理の課題

6. おわりに

「月刊IM」10月号

防御と代替—近代資料保存のために(上)

有限会社キャット 木部徹

図書館や文書館が持つ紙資料の修復を仕事とする筆者が、酸性劣化が進行する近代資料を救う手だてについて考察している。

1. 資料修復という仕事

2. 酸性紙問題の衝撃

3. 修復を断念する

「月刊IM」10月号

電子ファイルが変わる!! 第5回

—電子ファイルとは?その原点と最新動向を探る—

㈸日本画像情報マネジメント協会理事兼電子ファイリング委員会委員長 松本優

連載教養講座の最終回。コンピュータやOA機器の技術的トレンド(変化の傾向)を示すというキーワード「ネ・オ・ダ・マ」化の面から、電子ファイルの技術的な進化を解説している。

2. 「ネ・オ・ダ・マ」化への対応

ネットワーク化/オープン化/ダウンサイジング化/マルチ化

3. 電子ファイルの今後の方向性

電子ファイルの変化のまとめ(短期的方向性)/電子ファイルの今後の方向性(長期展望)

「月刊IM」10月号

行政情報公開の現状と制度化への課題

総務庁行政管理局行政情報システム企画課副管理官 茂垣栄一

政府における現在の行政情報公開施策を解説し、情報公開の制度化にあたっての主要検討課題を整理してその内容を説明している。

1. はじめに

2. 昭和55年の閣議了解

3. 文書閲覧窓口制度
4. 行政情報公開基準
5. 法令による開示等に関する制度
6. 制度化についての検討 「情報管理」 8月号

国立国会図書館における灰色文献探索法

国立国会図書館専門資料部 小林一春

国立国会図書館における国内資料の収集状況および作成書誌について紹介するとともに、灰色文献の種類別探索法について考察し、問題点も指摘している。

「情報管理」 8月号

JICSTの灰色文献(グレイリテラチャー)収集

日本科学技術情報センター 松本美和子

公的機関で発行される灰色文献は重要性の高い有益な資料が多いという。ここではJICST(日本科学技術情報センター)における灰色文献の中の公共資料の収集について、収集活動のスコープ、特徴とその種類、また収集の方法と実際の収集活動の困難性について論じている。

また、年間5,000冊を目標に資料を収集・蓄積してデータベース化し、平成7年3月現在48,000件の文献が検索可能となっているというJICSTの文献収集の内容についても報告している。 「情報管理」 8月号

マルチメディアが社会を変える

第5回 マルチメディアと図書館

産能短期大学 田中 功

マルチメディアの普及が図書館に大きな変革をもたらしているという。とりわけ図書館のマルチメディア化に果たす役割の大きいというCD-ROMを中心に取り上げ、以下の順に考察し、これらの問題について図書館はどのように対応していけばよいか解説している。

1. はじめに
2. オンラインとCD-ROM
3. メディアリテラシーの必要性
4. 印刷物のゆくえ
5. 図書館のスリム化
6. おわりに 「情報管理」 8月号

個人情報保護に係る制度化の状況について

自治大臣官房情報管理室 川島司

近年、地方公共団体において住民個人に関する情報も電子計算機によって処理されることが多くなっているという。そのため、個人情報保護条例の制定等対策を講じる団体が増えているという。平成7年4月1日現在における個人情報に関する条例の制定状況についての調査結果を紹介し、私見を述べている。

「地方自治コンピュータ」 8月号

地方公共団体間のデータ相互保管

羽曳野市秘書室情報管理課課長代理 森本重富

阪神大震災を経験し、データの破損・消滅といった

最悪の事態に備えるため、和歌山県田辺市とデータの相互管理をすることになった羽曳野市の協定書調印までの経緯を紹介している。

「地方自治コンピュータ」 8月号

阪神大震災と情報システム(1)

阪神大震災における

西宮市電算システム復旧作業回想

西宮市情報センター課長 吉田稔

阪神大震災で破壊された電算システムの復旧作業を任された筆者が、どのようにシステムを再び稼働させたか回想している。

1. はじめに
2. 初動作業
3. ハードの復旧作業及びソフトの確認
4. 震災2日目以降の復旧作業
5. 空調機復旧作業
6. ネットワーク及び端末機の動作確認からオンライン業務本番稼働へ
7. 思うこと
8. おわりに 「地方自治コンピュータ」 8月号

情報化社会における行政のO A化

—電子政府の実現に向けて—

明星大学情報科学研究センター教授 大橋有弘

行政の事務改善は、長い努力にもかかわらず行政の公共性という目的のためになかなか進まないという。しかし、本来の行政の目的を損なわず、新しい情報技術というツールを活用してはどうかと、行政の情報化について考察している。

情報化の現状、推進のための基本施策を説明し、電子政府実現の方向をいくつかの観点でまとめている。情報公開、各種申告事務、情報の保存という三つの電子化を考えるなど興味深い内容となっている。

「地方自治コンピュータ」 9月号

阪神大震災と情報システム(2)

阪神大震災における

西宮市被災者支援システムについて

西宮市情報センター課長 吉田稔

阪神大震災下において刻々被災状況が拡大・変化するなかで、被災者証明書発行、義援金交付、災害貸付援護金業務など被災台帳を根幹とする被災者オンラインシステムの検討・構築に全力投球したという筆者が被災状況と構築したシステムについての概要を紹介している。

「地方自治コンピュータ」 9月号

新聞

文書管理または情報公開、文書館に関する見出しを掲載しました。
太字の記事については次ページに抄録を掲載してあります。

発刊日	新聞名	記事内容
H.7.7.24	日経産業新聞	旭硝子 文書保存に規定 化学品事業本部 PL訴訟にらむ
H.7.7.27	毎日新聞(朝)	大阪・兵庫の食糧費 文書保存、1年に短縮「公開に効率的対応」市民団体「使途隠し」と反発
H.7.7.28	朝日新聞(朝)	食糧費閲覧、手数料の壁 4都県6指定都市で有料制度 1件200円、さらにコピー代
H.7.7.28	中日新聞(朝)	愛知県の食糧費 全部局の公開要求へ 名古屋市民オンブズマン 監査請求も辞さず
H.7.7.29	毎日新聞(夕)	自治体 情報公開範囲に落差 理念より行政機密を優先
H.7.8.3	毎日新聞(朝)	情報公開閲覧手数料 高知県が無料化方針 公益上の請求、配慮
H.7.8.4	朝日新聞(朝)	情報公開 手数料、無料化へ 高知県 食糧費調査契機に
H.7.8.8	毎日新聞(朝)	情報公開閲覧手数料 香川県も無料に 公益性持つ請求に限り
H.7.8.10	静岡新聞(朝)	3年で文書類半減 県、「ハーフ運動」を展開 本年度から管理見直し定期点検
H.7.8.15	中日新聞(朝)	大容量記憶装置 発売相次ぐ マルチメディアにらみ
H.7.8.17	日経産業新聞	美術品収納用の耐火箱 松島光陽化学 年内にも発売
H.7.8.17	日経産業新聞	TDK 大容量の光ディスク 6倍の4ギガバイト記録 書き換え可能、DVD対応
H.7.8.20	中日新聞(朝)	愛知県議会の不明朗会計 来月にも情報公開要求 名古屋市民オンブズマン 拒否なら住民訴訟
H.7.8.31	静岡新聞(朝)	静大が「大学博物館」構想 学術資料を総合管理 学内外で有効利用へ
H.7.9.1	自治日報	電子帳票で台帳管理を改善 戸田市と横須賀市が導入 検索の迅速化に効果
H.7.9.5	中日新聞(朝)	“博物館構想、が始動 岩瀬文庫整備 来年度ゴー 古文書収蔵施設やギャラリー
H.7.9.5	中日新聞(朝)	ハンコ行政改善へ 中部管区行政監察局 窓口の実態を調査
H.7.9.8	中日新聞(朝)	清洲町 領収書の閲覧制中止 情報公開の流れに逆行 町議から批判も
H.7.9.8	下野新聞	10月から情報公開制度運用 市長交際費は原則開示 栃木市議会一般質問
H.7.9.14	日経産業新聞	文化財の劣化防ぐ 大林組 アンモニア吸着工法
H.7.9.15	下野新聞	情報公開制度に前向き 大田原市議会一般質問
H.7.9.15	静岡新聞(朝)	6年度分の食糧費開示 県、閲覧とコピー代無料で
H.7.9.17	静岡新聞(朝)	文書に加え事務も半減 県がハーフ運動推進 来月から決裁、会議など見直し
H.7.9.17	中日新聞(朝)	近代文学館の設立を 署名9千人 19日に知事に陳情 建設促進委

対象新聞：「静岡新聞」「下野新聞」「中日新聞」「朝日新聞」「読売新聞」「毎日新聞」「日経産業新聞」「自治日報」
対象期間：1995.7.21～1995.9.20

旭硝子 文書保存に規定 化学品事業本部 PL訴訟にらむ

旭硝子の化学品事業本部は9月をメドに文書保存に関する社内規定を設けるといふ。製品の安全試験・検査などで大量の文書が発生する研究・開発をはじめとする本部内の全部門が対象で、文書の種類ごとに保存期間を明記し、これに従って整然と管理することを義務付ける。製造物責任(PL)法などに基づく訴訟が起きた場合、各種化学品の安全性や品質を証明できる体制を固めるのが狙いだといふ。(日経産業新聞 7月24日)

情報公開 手数料、無料化へ 高知県 食糧費調査契機に

情報公開条例で公文書1件につき200円の閲覧手数料を定めている高知県は3日までに、手数料を無料化するよう条例を改正する方針を決めたといふ。食糧費に関する文書の公開を求めている市民団体が「手数料の徴収は、情報公開の妨げだ」と指摘、橋本大二郎知事が担当部局に検討を指示していた。閲覧手数料が必要な都道府県・政令指定都市は、高知県のほか東京都、静岡県、香川県、千葉市、広島市、北九州市(以上1件につき200円)、札幌市、横浜市、福岡市(同300円)。(朝日新聞 8月4日 朝刊)

3年で文書類半減 県、「ハーフ運動」を展開 本年度から管理見直し定期点検

静岡県は、年々増加する文書・資料を減量化し、文書管理の改善を図るため、3年間で、文書類の半減を目標とする「文書ハーフ運動(文書減量化運動)」に乗り出すといふ。石川知事が9日の定例会見で明らかにした。県庁や出先機関の事務室、書庫に保管されている文書、資料、図書、カタログなどすべての紙類と消耗品が対象で、総務部長を本部長とするハーフ運動推進本部が中心になって組織的に推進するといふ。(静岡新聞 8月10日 朝刊)

“博物館構想、が始動 岩瀬文庫整備 来年度ゴー 古文書収蔵施設やギャラリー

西尾市教育委員会は4日、希少本など約十萬冊のコレクションで知られる西尾市亀沢町の岩瀬文庫の整備について、古文書の収蔵施設とともに、市内の貴重な美術工芸品などが展示できる多目的ギャラリーを併設する具体的な構想を明らかにしたといふ。古書は横積みにして保存するが、岩瀬文庫ではスペースの問題で縦積みにしており、問題を指摘する声が強まっていた。(中日新聞 9月5日 朝刊)

編集後記

今回の特集をまとめるにあたり、ご多忙のなか神戸市の岸本様、山口様、高野様はじめ多くの方々に貴重なご意見、ご教授を賜りました。この場をお借りして御礼申し上げます。

今回の大災害において「何」が「どうなった」のか、そして「どうやって」復旧したのかという正確かつ詳細な記録を残していくことはきわめて重要であると考えます。そして、この記録こそが我々に「何をしたらいいのか」を教えてくれると確信しています。

(益田 耿明)

政府が国の情報公開制度制定の検討を始めから、もう十年以上がたっています。一方、地方自治体では「官官接待」という行政の不正追及といった予想外の形で、市民団体による情報公開制度の活用が連日新聞紙面を賑わしています。

情報公開の制度を運用する「文書管理」といった視点でこの制度を見守ってきた立場から、今後も成り行きに注目しています。

次号は、1月15日発行を予定しております。

(吉田 眞)

文書管理通信

No.23.1995.11-12 (隔月発行)

発行日.....1995年11月1日

発行人.....渡辺 秀博

発行所.....**文書管理通信編集室**

〒420 静岡市竜南2丁目11-43

アクト・オムビル

(鑿工業複写センター内)

TEL (054) 248-4611

FAX (054) 248-4612

ちゅうせいぎきようし
中性抄用紙 (冷水抽出法pH6.5~7.5) 使用

発行部数 1000部